徳山駅周辺官民連携管理運営事業

公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

周 南 市

1. 用語の定義

本公募型プロポーザルに用いる用語の意義は、次のとおりとする。

用語	定義
徳山駅周辺官民	包括的業務委託、指定管理業務を総称した事業のことをいう。
連携管理運営事	(以下、「本事業」という。)
業	
包括的業務委託	本事業のうち、「業務委託契約」により市が発注し、「徳山駅
	周辺官民連携管理運営事業要求水準書」に基づいて実施する
	業務のことをいう。
指定管理業務	本業務のうち、「基本協定」及び「年度協定」を市と締結し、
	「周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書」及び「周南市徳
	山駅前広場等指定管理業務仕様書」に基づいて実施する業務
	のことをいう。
指定管理業務そ	指定管理業務のうち、「周南市営路外駐車場指定管理業務仕様
Ø 1	書」に基づいて実施する業務のことをいう。
指定管理業務そ	指定管理業務のうち、「周南市徳山駅前広場等指定管理業務仕
Ø 2	様書」に基づいて実施する業務のことをいう。
徳山駅周辺官民	本事業の「業務委託契約」及び「基本協定」の締結に向けて、
連携管理運営事	市と受託候補者が協議し、双方の義務を明確化するもののこ
業全体基本協定	といい、市と公募型プロポーザルにより最優秀提案者となっ
	たコンソーシアムとが締結する書類をいう。
コンソーシアム	本事業を実施する複数の法人又は団体等が構成するJV(共
	同企業体)又はSPC(特別目的会社)のことをいう。当該
	JVについては、法人格及び出資の有無は問わない。
最優秀提案者	公募型プロポーザルにより、最も高く評価された提案をした
	コンソーシアムのことをいう。
受託候補者	最優秀提案者となったコンソーシアムが市と徳山駅周辺官民
	連携管理運営事業全体基本協定を締結した後のコンソーシア
	ムのことをいう。
受託者	受託候補者となったコンソーシアムが市と本事業の「業務委
	託契約」及び「基本協定」を締結した後のコンソーシアムの
	ことをいう。

2. 目的

この公募型プロポーザル実施要領(以下「本実施要領」という。)は、本事業の契約及び協定の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

3. 事業概要

3.1. 事業名

徳山駅周辺官民連携管理運営事業

3.2. 事業の目的

徳山駅周辺には、賑わいの創出、中心市街地の活性化等を目的に、徳山駅周辺整備事業で整備された南北自由通路や駅前広場、駐車場等の施設、また、それ以前に整備されてきた道路や都市公園等、多くの公共施設が点在している。本事業は、これらの公共施設を点ではなく面として一体的に捉え、民間ノウハウの活用により、効率的、効果的かつ一体的な管理運営を行うことにより、更なる賑わいの創出、公共施設の利活用促進、市民サービスの向上を目的とする。

また、本市の玄関口である徳山駅周辺は、周南広域都市圏を代表する商業・交通拠点として、都市機能の集積や街並みの形成、憩いと賑わいのあるウォーカブルな空間を創出するために、公共空間や低未利用地を活かす取り組みが必要となっている。本事業では、徳山駅周辺エリアにおける公共空間の上質化を図り、その利活用を促すことにより、公共空間を舞台とした市民や民間事業者の活躍を通して、「憩いと賑わいのあるウォーカブルな空間の創出」を期待するものである。

3.3. 対象施設

包括的業務委託	指定管理業務その1	指定管理業務その2
①徳山駅西側駐輪場	⑪徳山駅西駐車場	⑭徳山駅北口駅前広場
②徳山駅東側駐輪場	⑫徳山駅前駐車場	⑮徳山駅南口駅前広場
③徳山駅南側駐輪場	⑬熊毛インター前駐車場	⑯徳山駅南北自由通路
④岡田原築港線		⑪代々木公園
⑤御幸通		⑱若葉公園
⑥平和通		19青空公園
⑦ぴーえっちどおり		
⑧遠石江口線		
⑨東山代々木線		
⑩若宮町線		

3.4. 事業内容

本事業は、対象施設において、包括的業務委託及び指定管理業務(駐車場、 駅前広場・自由通路・公園)を1つの業務として、主に性能発注方式により維持管理・運営業務等を同一のコンソーシアムが実施するものである。

包括的業務委託については「徳山駅周辺官民連携管理運営事業要求水準書」、 指定管理業務その1については「周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書」、 指定管理業務その2については「周南市徳山駅前広場等指定管理業務仕様書」 のとおりとする。ただし、要求水準書及び業務仕様書は、受託者へ業務成果と して求める最低限の内容を示すものであり、契約及び協定時、受託候補者の企 画提案内容に応じて内容を変更することがある。

3.5. 事業期間

本事業の事業期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日(5年間) までとする。

3.6. 履行場所

徳山駅西駐車場 外18箇所

3.7. 業務に要する費用(提案上限額)

金181,625,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3.8. 担当課

周南市都市整備部公共交通対策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8426 (直通)

FAX 番号 0834-22-3707 (直通)

E-mail kotsu@city.shunan.lg.jp

3.9. その他

- 本事業の実施にあたっては、関連する最新の法令等を参照し、遵守する こと。
- 要求水準書、業務仕様書の内容以外に、本事業の効果を促進すると思われる事業は、企画提案として提案して実施すること。なお、提案内容の 実施に係る費用については受託者の負担とする。

4. 参加資格要件等

4.1. 参加資格要件(共通)

本プロポーザルの参加者は、複数の法人又は団体等により構成するコンソーシアムであることとし、その個々の構成員を対象として、次の要件ア、イ、ウに掲げる事項を全て満たしていること。(個々の構成員が要件を満たしていない場合、コンソーシアムとして要件を満たしていないこととなる。)

また、構成員の中からコンソーシアムの代表企業を定めることとし、個々の 構成員(代表企業を含む。以下同じ)は、本事業に係る別のコンソーシアムの 構成員として応募することはできない。

包括的業務委託の修繕、清掃、植栽維持管理等に関する業務については、周南市競争入札等参加資格者名簿における地域区分が「市内」の企業または本店所在地が市内の企業での構成に努めること。

- ア 法人又は団体で、公共施設の維持管理業務または運営業務が可能で、これらに関する経験、知識及び計画性を有していること。
- イ 令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)に登録されていること。ただし、指定管理業務その1、指定管理業務その2及び自主事業のみを担う個々の構成員については要件としないが、当該構成員は周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱(平成15年9月1日要綱第176号)第2条に規定された参加資格を備える者であること。また、参加者名簿に未登録の者が構成員となっている参加者が受託候補者となった場合は、当該構成員は速やかに入札等に参加するための資格審査申請に係る書類を提出すること。

「周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加 資格に関する要綱」

【公表 URL】https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/14/28217.html

- ウ コンソーシアムの構成員となる法人若しくは団体又はその代表者が、次 のいずれかに該当する場合は応募できない。
- ・ 法律行為を行う能力を有しない場合
- ・ 破産者であって復権を得ない場合
- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、周南市における一般競争入 札等の参加を制限されている場合
- ・ 公募に係る募集期間の初日前2年間で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

- ・ 公募に係る募集期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ・ 国税、県税又は市税を滞納している場合
- ・ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する法人又は団体 ではないと考えられる場合
- ・暴力団 (暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律 第77号) 第2条第2項に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びに、これらの統制下にある者、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等である場合

4.2. 参加資格要件(業務別)

コンソーシアムの構成員において、以下の要件を満たすものとする。これは、構成員のうちの1者がすべてを満たさなくてはならないということではなく、個々の構成員がいずれかの要件を満たすことにより、コンソーシアムの構成員ですべての要件を満たせばよいということである。

- (1) 「包括的業務委託」を行う者の要件
 - ア ①徳山駅西側駐輪場、②徳山駅東側駐輪場及び③徳山駅南側駐輪場における業務を担う構成員は、参加表明書の提出時点において、「令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」の大分類「1建物等の保守管理」の小分類「1建物の清掃」又は「9道路・公園等の清掃」に登録されていること。
 - イ ①徳山駅西側駐輪場、②徳山駅東側駐輪場及び③徳山駅南側駐輪場における業務については、周南市シルバー人材センター、障害者就労施設等の福祉関係施設等(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による役務の提供を受ける契約の相手方となりうる者)の活用を再委託先も含めて努めること。
 - ウ ④岡田原築港線、⑤御幸通、⑥平和通、⑦ぴーえっちどおり、⑧遠石 江口線、⑨東山代々木線⑩若宮町線における業務を担う構成員は参加表 明書の提出時点において、「令和4・5年度周南市競争入札等参加資格 者名簿(業務委託)」の大分類「1建物等の保守管理」の小分類「39 樹木・植栽管理」に登録されていること。
 - エ 過去10年において、公共施設の樹木・植栽管理に関する業務実績を有する法人又は団体であること。

(2) 「指定管理業務その1」を行う者の要件

- ア 駐車場の施設管理が可能な法人又は団体であって、駐車場施設管理業 務に関する経験、知識及び計画性を有していること。
- イ 過去3年において、駐車場の管理に関する業務実績を有する法人又は団 体であること。

(3) 「指定管理業務その2」を行う者の要件

- ア 対象施設の管理が可能な法人又は団体であって、中心市街地の活性化に 関する知識及び計画性を有していること。
- イ 対象施設の管理が可能な法人又は団体であって、樹木・植栽管理に関する経験、知識及び計画性を有していること。
- ウ 過去3年において、公共施設の保守管理に関する業務実績を有する法人 又は団体であること。
- エ 過去10年において、公共施設の樹木・植栽管理に関する業務実績を有する法人又は団体であること。
- オ 対象施設を管理運営するに当たり、市民等が気軽に立ち寄れて、わかり やすい場所に窓口機能を設けられること。

4.3.参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の受付締切日とする。ただし、参加資格確認 後、業務委託契約等の締結の日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備 えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生 じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認め た場合に限り、引き続き有効とする。

4.4. 受託者の組織形態

(1) 受託者の組織形態

受託者の組織形態として、JV もしくは SPC の設立は提案事項とし、この組織の形成に係る費用は、受託候補者の負担によるものとする。

(2) SPC を設立する場合

ア 受託者として受託候補者が SPC を設立する場合、業務委託契約等の締結までに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として SPC を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、

かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。なお、SPC は周南市内に設立するものとする。

- イ 構成員は、業務委託契約等が終了するまで、市の事前の書面による承 諾がある場合を除き、SPC の株式について、譲渡、担保権等の設定その 他の一切の処分を行ってはならない。
- ウ SPC 設立による会社名・法人登記の場所、設立日等、業務委託契約等に 必要な情報については、SPC 設立前においても、市の求めに応じて提供 すること。

4.5. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当する場合、その者の提出した参加表明書及 び企画提案書等を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ① 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- ② 参加表明書、指定管理者指定申請書、事業計画書、企画提案書などの提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本実施要領 4.1.及び 4.2.に定める資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ④ その他本実施要領の定めに反した場合
- ⑤ 本件に関して不正な行為又は公正さを欠く行為等があった場合

5. 参加手続

- 5.1. 実施要領、要求水準書及び業務仕様書等の確認
- (1) 公告日

令和4年6月21日(火)

(2) 公告方法

周南市ホームページ、本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の 窓口

(3) 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。

URL https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/102/85765.html

- 5.2. 参加表明書、指定管理者指定申請書、事業計画書等の提出
- (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するコンソーシアムは、本実施要領、 要求水準書及び業務仕様書、周南市契約に関する規則等の各規定を理解 した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	提出部数等
参加表明書(様式2)	1 部
コンソーシアム構成表 (様式3)	1 部
添付資料	
・共同企業体協定書等のコンソーシアムの構成の証明	
(参考様式1 共同企業体協定書案)	
業務実施体制 (様式4)	1 部
添付資料	
・配置予定者の雇用関係を証する書類	
業務実績調書(様式5-1~5-3)	1 部
添付資料	
・実績を証する契約書の写し等	
指定管理者指定申請書(様式6)	1部
事業計画書(様式7)	1 部
(周南市指定の様式又はその要件を満たす書類)	企業名の記載がな
	いもの 7部
法人登記事項証明書	各社1部
参加表明書提出日から1年以内に発行された最近1	各社1部
年間の法人又は団体の国税、都道府県税及び市区町村	
税の滞納が無いことを証する書類並びにその代表者	
の最近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納	
が無いことを証する書類	
定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	各社1部
法人又は団体の概要を示す書類	
・沿革・実績を示す書類	各社正本1部
	副本7部
・代表者の履歴書と役員の構成及び氏名を証する書類	各社1部
・組織及び運営に関する事項を記載した書類	各社1部
・直近の決算関係書類又は決算見込みを説明する書類	各社正本1部
	副本7部
・直近の予算関係書類	各社正本1部
	副本7部
誓約書及び役員名簿 (様式8)	各社1部

(2) 提出期限

令和4年8月3日(水)17時15分必着

(3) 提出場所

本実施要領 3.8.に示す担当課

(4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

- ・持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く8時30分から17時15分までとする。
- ・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による こととし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対 して異議申し立てはできない。

6. 企画提案書、添付資料の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

提出書類	提出部数等
企画提案書表紙(様式9)	ホチキス留め7部
企画提案書(様式10)	クリップ留め1部
※企業名を記載しないこと。	
見積書(任意様式)	1 部

(2) 提出期間

令和4年8月18日(木)から令和4年9月16日(金)まで

(3) 提出場所

本実施要領3.8.に示す担当課

(4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

- ・持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。
- ・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による こととし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対 して異議申し立てはできない。

7. 質問の受付及び回答

7.1. 質問の内容

本実施要領の内容に疑義がある場合は、次のとおり質問票を提出することができる。ただし、参加表明書、企画資料及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び評価に係る質問は受け付けない。

7.2. 参加表明書・指定管理者指定申請書・事業計画書等に係る質問

(1) 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず受信確認を行うこと。 各質問については、公表・非公表を提出者が選択できることとする。ただし、非公表とするものは、参加者の提案ノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもののみとし、競争上、認識を共有する必要がある事項と市が判断した場合は、回答を公表する場合がある。

(2) 受付期間

令和4年6月22日(水) 8時30分から 令和4年7月8日(金) 17時15分までとする。 (ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。)

(3) 提出先

本実施要領3.8.に示す担当課

(4) 回答方法

令和4年7月15日(金)9時以降に周南市ホームページに掲載する。ただし、非公表とするものは、質問票へ記載されている連絡先へ電子メールで回答を送付する。

(5) 質問内容の確認

市は、提出のあった質問のうち、質問の提出者に質問内容について確認 を行うことがある。その場合は、質問票へ記載されている連絡先へ連絡を する。

7.3. 企画提案書・参考見積書に係る質問

(1) 質問方法

企画提案書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず受信確認を行うこと。 各質問については、公表・非公表を提出者が選択できることとする。ただ し、非公表とするものは、参加者の提案ノウハウ等に関わり、参加者の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものの みとし、競争上、認識を共有する必要がある事項と市が判断した場合は、回 答を公表する場合がある。

(2) 受付期間

令和4年8月18日(木) 8時30分から 令和4年8月26日(金) 17時15分までとする。 (ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。)

- (3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号 本実施要領 3.8.に示す担当課
- (4) 回答方法

令和4年9月2日(金)9時以降に周南市ホームページに掲載する。ただし、非公表とするものは、質問票へ記載されている連絡先へ電子メールで回答を送付する。

8. 評価及び選定方法

8.1. 評価委員会

企画提案書等の評価は、「徳山駅周辺官民連携管理運営事業プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において行う。

- 8.2. 企画提案書提出者の選定(一次評価)
- (1) 評価方法及び選定・非選定通知

参加表明書等を提出した者のうち、担当課において別添5 1次評価(書類評価)採点シートに基づき評価を行う。参加表明書等の提出者が6者以上の場合は、企画提案書の提出者として4~5者程度選定する。ただし、評価点が僅差の場合は、この限りではない。

選定・非選定の通知は、書面にて通知する予定である。また、選定されなかった者には選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を通知する。上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、周南市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(2) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面により行う。

- (3) 非選定理由の説明請求の提出方法等
 - ① 提出先 本実施要領 3.8.に示す担当課。
 - ② 提出方法 参加表明書の提出方法と同じ。
 - ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の8時30分から17時15分まで

8.3. 企画提案書の選定(二次評価)

(1) 評価方法及び選定・非選定通知

企画提案書を提出した者にヒアリングを行い、評価委員会において別添6 2次評価(プレゼンテーション評価)採点シートに基づき評価する。その結果を周南市長に意見として報告し、周南市長が最も優れた企画提案書及び最優秀提案者を選定する。

- ① 各評価の配点は、一次評価200点、二次評価200点、価格評価50点の合計450点とする。
- ② 評価点の合計点には最低基準点を設定し、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、最優秀提案者の決定は行わない。最低基準点は、270点とする。
- ③ 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。 また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を通知する。上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、周南市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(2) ヒアリング

- ① 実施場所 企画提案書提出要請時に通知予定 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、WEB会議 システムにより実施する場合もある。
- ② 実施日時 令和4年10月上旬 (企画提案書提出要請時に通知予定)
- ③ 実施時間 企画提案書提出要請時に通知予定
- ④ 出席者 配置予定統括管理責任者等5名以内を予定 (企画提案書提出要請時に通知予定)
- ⑤ その他 ヒアリング時の追加資料の配付、模型・パネル又はプロジェクター等の電子機器の使用は可とする。ただし、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、パソコン、ケーブル等、その他必要な機器は提案者で用意すること。また、いか

なる理由であっても、機器等の使用が不可能となった場合に ついて市は責任を負わない。

(3) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の提出方法等

- ① 提出先 本実施要領 3.8.に示す担当課。
- ② 提出方法 企画提案書の提出方法と同じ。
- ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。) の8時30分から17時15分まで

8.4. 結果の公表

選定結果については、本プロポーザル手続の完了後に周南市ホームページで 公表するものとする。

【評価結果の公表事項】

- ア 選定された最優秀提案者、評価点及び選定理由
- イ 参加者の名称(五十音順)
- ウ 参加者の評価点(点数順)
- 注:イとウの対応関係は、明らかにしない。

また、プロポーザル参加者全員に「評価結果通知書」を電子メール及び文書で送付する。なお、評価結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9. 評価項目等

参加表明書、企画資料及び企画提案書の評価項目は、別添5 1次評価(書類評価)採点シート、別添6 2次評価(プレゼンテーション評価)採点シートのとおりとする。ただし、評価委員会で評価項目を追加、変更等することがある。

10. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年6月21日(火)
1(9) 参加表明事業に関する質疑受付	令和4年6月22日(水)から
	令和4年7月8日(金)まで
③ 参加表明書等に関する質疑回答	令和4年7月15日(金)
④ 参加表明書等の提出期限	令和4年8月3日(水)

⑤ 参加者の確認結果の通知	令和4年8月17日(水)
⑥ 企画提案書等に関する質疑受付	令和4年8月18日(木)から
② 正画促来音等に関する真無文目	令和4年8月26日(金)まで
⑦ 企画提案書等に関する質疑回答	令和4年9月2日(金)
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和4年8月18日(木)から
② 企画使采音等の支刊期间	令和4年9月16日(金)まで
⑨ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和4年10月上旬予定
⑩ 選定結果等の公表	令和4年10月中旬
⑪ 本事業に係る全体基本協定の締結	令和4年11月上旬
⑫ 指定議案の議決	令和4年12月
⑬ 業務委託契約、基本協定の締結	令和5年1月
④ 年度協定の締結	令和5年3月

11. 契約及び指定管理者の指定手続き(最優秀提案者の選定後)

11.1.全体基本協定の締結

市は、最優秀提案者と本事業に係る全体基本協定書を締結し、最優秀提案者は受託候補者となり、業務委託契約等の締結に向け準備を行う。

11.2. 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容 となるが、本事業の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・ 変更する場合がある。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う場合がある。また、周南市議会による指定管理者の指定の議決の結果、受託候補者が指定管理者に指定されなかった場合において、否決に至った理由によっては、次点者との交渉を行うことなく再度公募をやり直す場合もある。

11.3. 指定管理者の指定

周南市議会による指定管理者の指定の議決を経て、受託候補者に指定通知書により通知する。(令和4年12月下旬の予定)

11.4.業務委託契約の締結

受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則(平成15年周南市規 則第51号)に基づいて業務委託契約を締結する。

11.5. 指定管理に係る基本協定の締結

指定の期間を通した基本協定を結ぶ。

内容については、指定管理業務その1及び指定管理業務その2の業務仕様書を参照。

11.6. 指定管理に係る年度協定の締結

各年度当初予算議決後、単年度ごとの年度協定を結ぶ。

内容については、指定管理業務その1及び指定管理業務その2の業務仕様 書を参照。

12. 留意事項

12.1 失格事項

参加表明書、企画資料及び企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出 方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった 場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が本実施要領 3.7.に示している業務に要する費用(提案上限額)を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12.2. その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原 則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加表明書、企画資料、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画資料、企画提案書等の差し替え 又は再提出は認めない。(市からの指示があった場合を除く。)

- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨と する。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式11)により、本実施要領3.8.に示す担当課へ届け出ること。
- ⑧ 最優秀提案者として選定された事業者の企画提案書は原則公開できる ものとする。
- ⑨ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する ものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無 償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。 また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年 周南市条例第36号)に基づき公開することがある。
- ⑩ 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ① 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ② 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ③ 対象業務ごとに業務責任者を1名定めること。なお、統括管理責任者 及び複数の業務責任者を兼ねることは可能とする(要求水準書 P.10) が、分担業務内容を明確にすること。
- ④ 参加者の資格、業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求める ことがある。
- ⑤ 受託者となったコンソーシアムは、サービス水準の維持を図るため、 令和5年1月中旬(予定)から令和5年3月中旬(予定)の間に、周南 市と十分協議のうえ、円滑に移行できるよう必要な準備を進めること。
- ⑩ 受託者となったコンソーシアムの全ての構成員は、令和5年10月1日から施行されるインボイス制度に対応するため、適格請求書発行事業者として登録番号を施行日までに取得すること。インボイスの発行方法については、市と協議し決定することとする。

13. 添付資料

- ①提出書類の様式(別添1)
- ②徳山駅周辺官民連携管理運営事業要求水準書(別添2)
- ③周南市営路外駐車場指定管理業務仕様書(別添3)
- ④周南市徳山駅前広場等指定管理業務仕様書(別添4)
- ⑤1次評価(書類評価)採点シート(別添5)

- ⑥2次評価(プレゼンテーション評価)採点シート(別添6)
- ⑦徳山駅周辺官民連携管理運営事業全体基本協定書(案)(別添7)
- ⑧包括的業務委託契約書(案)(別添8)